

街路樹・樹形再生マニュアル

埼玉県県土整備部道路環境課

平成19年1月

目 次

1	はじめに	1
2	適用範囲	3
3	街路樹を樹形再生する場合の作業フロー	4
4	街路樹の樹形再生に係る検討会の設置	6
5	街路樹の樹形再生に係る意見交換会の設置	8
6	樹形再生に係る周知方法	9
資料編	15
1	管理目標樹形と剪定方針・方法の設定	16
2	街路樹剪定の基本方針	52
3	剪定の技術	53
4	樹種の選択と剪定関係一覧表	77
5	街路樹の機能	84
6	主要街路樹の剪定方法	85
7	検討会委員名簿	129

1 はじめに

街路樹を中心とする道路の緑化は、美しい景観の創出だけにとどまらず、道標、保安、生態保全などの複合的な役割を有している。

都市地域にあっては、交通安全や防災機能に加えて自然環境の保全効果も期待されている。また、住民や道路利用者から「うるおい」や「やすらぎ」など「癒しの効果」も求められているところである。

一方、街路樹の成長により、沿道住民からは日照障害、落葉、害虫、出入りにおける視認性の低下、道路利用者からは信号や標識、照明、沿道からの出入り者等の視認性の低下など様々な要望などが寄せられている。このため、我々道路管理者は街路樹の剪定等適切な維持管理に努め、沿道住民や道路利用者の「安心・安全」および「良好な沿道環境」の確保を図ることとしてきた。

しかし、近年、街路樹、とりわけ高木の大型化による沿道住民等からの要望や車両の通行障害等に対応するため強剪定の必要に迫られ、やむを得ず実施したところ、周辺住民や道路利用者等から批判や苦情を受けている現状がある。

そこで、今般沿道住民や道路利用者に理解を得ながら高木の強剪定を行う方法についてマニュアルを策定し、沿道住民や道路利用者とのトラブルを未然に防止しようとするものである。ここに、「街路樹・樹形再生マニュアル」と題して纏めた。マニュアルには、資料編として街路樹の剪定方針や剪定の方法などについても掲載したので今後の街路樹の維持管理の参考としていただきたい。

本マニュアルを策定するに当たり課レベルで「街路樹の維持管理検討会」を設置し、平成18年6月から4回にわたり検討を重ね取り纏めたものである。

最後に、編集に御尽力いただいた検討会の委員各位に厚く御礼申し上げます。

平成19年1月

県土整備部道路環境課長

齊藤 善孝

2 適用範囲

このマニュアルは、埼玉県が管理する国道県道における街路樹(高木、中木)について止むを得ず樹形再生を行う場合に適用する。

「検討会の設置」、「意見交換会」及び「周知方法」については、高木及び中木の伐採においても準用するものとする。

【解説】

- ・このマニュアルは、大型化した高木や中木(以下「街路樹」という。)により、現に交通上あるいは沿道住民の生活に支障を来している場合で、樹高の縮小や枝張りの極端な縮小など樹形再生を余儀なくされる場合に、沿道住民や近隣住民、一般の道路交通利用者の理解の基にトラブルを未然に防止し、または強い批判を受けることなく樹形再生を円滑に実施するために策定するものである。
- ・また、街路樹の伐採についても、道路だけでなく街並みの景観機能や通行者、近隣住民等の「癒し効果」に関する機能が喪失されることから、これらの方々から強い批判を受ける可能性がある。よって、伐採に先立ち、その理由や方法等について同様に周知徹底を図り、極力理解を得る必要があることから、「検討会の設置」等についてこのマニュアルに準じることとする。

3 街路樹を樹形再生する場合の作業フロー

(沿道の景観に大きく影響するような強度切り詰め等を行う場合)

街路樹の現状を把握する

- 街路樹の剪定方針を設定するため現状を把握する。

⇒【資料編：管理目標樹形と剪定方針・方法の設定(P16)】

内容

環境条件（沿道状況、架空線等の制約）
並木・樹木の状態（樹形、病虫害、健全度等）
苦情・要望、倒木・枝折れ等の状況



樹形再生の必要性を検討

- 通常の剪定方法では縮小することが困難であり、管理者として樹形再生が必要であると判断した場合に実施する。
- 基本的には、樹形再生が必要な場合は、数年かけて徐々に樹形を縮小する方法とする。

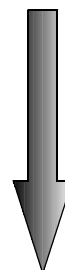
樹形再生が不要

樹形再生が必要

通常の剪定

街路樹剪定の基本方針に基づき剪定を行う。

⇒【資料編：街路樹剪定の基本方針(P52)】



剪定計画（案）を策定する

- 検討会において、住民に示す剪定計画（案）を策定する。

⇒【街路樹の樹形再生に係る検討会の設置(P6)】

⇒【樹形再生に係る周知方法(P9)】

⇒【資料編：管理目標樹形と剪定方針・方法の設定(P19)】

⇒【資料編：樹種の選択と剪定関係一覧表(P77)】

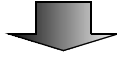
内容

現状と問題点（住民要望、環境条件、並木・樹木の状態等）
剪定方針（管理目標樹形、管理の考え方等）
剪定方法（具体的な剪定の年次計画、イメージ図等）
周知方法、周知内容

検討会メンバー

管理者（県土整備事務所）
有識者（樹木医、街路樹剪定士）





関係者から意見を伺う

- ・意見交換会において、検討会が策定した剪定計画（案）について関係者に意見を伺う。

⇒ 【街路樹の樹形再生に係る意見交換会の設置(P8)】

内容

剪定計画（剪定方針、剪定方法等）

周知方法

配慮事項（景観、条例等）

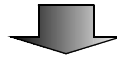
意見交換会メンバー

県土整備事務所

地元市町村

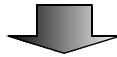
地元自治会代表者

その他必要と思われる関係団体（並木保存会等）



剪定計画・周知方法を決定する

- ・検討会において、関係者の意見を参考として、剪定計画・周知方法を修正、決定する。



剪定計画を周知する

- ・剪定計画を、住民や道路利用者等へ周知する。

⇒ 【樹形再生に係る周知方法(P9)】

樹形を大きく縮小するような樹形再生を行う場合は、住民等の理解と協力を得るため、その目的と道筋について、説明責任を果たす。

関係者に十分に周知が図られるよう必要な周知期間を確保する。



樹形再生の実施

- ・剪定計画に基づき樹形再生を行う。

⇒ 【資料編：剪定の技術(P53)】

⇒ 【資料編：主要街路樹の剪定方法(P85)】

大枝は適切な切断位置で切断し、切口には殺菌剤等を塗布する。

その木らしいバランスの良い樹形をつくる。

全体の樹高、下枝を統一し、将来並木の統一美が表現できるようにする。

4 街路樹の樹形再生に係る検討会の設置

街路樹の樹形再生に係る検討会設置要綱（例）

（目的）

第1 県土整備事務所が管理する街路樹を樹形再生を実施する場合に当たり、管理者として住民に示す剪定計画（剪定方針、剪定方法）、住民への周知の方法等について検討するため、街路樹の樹形再生に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討内容）

第2 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）現状と問題点（住民要望、環境条件、並木・樹木の状態等）
- （2）剪定方針（管理目標樹形、管理の考え方等）
- （3）剪定方法（具体的な剪定の年次計画、イメージ図等）
- （4）住民への周知（管理者としての考えを住民に示す具体的な方法、内容等）

（構成）

第3 検討会の構成は、次のとおりとする。

- （1）会 長 副所長（技術）
 - （2）副会長 道路環境部長（工事を所掌する部長）
 - （3）委 員 技術管理主幹
道路施設公園部長（工事を所掌する部長を除く技術の部長）
総務管理部長（管理を所掌する部長）
道路環境担当課長（工事を所掌する担当課長）
- 2 会長は、必要に応じて有識者等（街路樹剪定士、樹木医）の意見を聴くことができる。

（会長）

第4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議）

第5 検討会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 3 検討会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。

(報 告)

第6 会長は、検討会の会議結果を県土整備事務所に報告するものとする。

(事務局)

第7 事務局は、道路環境担当に置く。

(その他)

第8 これに定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会に諮って会長がこれを定めるものとする。

5 街路樹の樹形再生に係る意見交換会の設置

街路樹の樹形再生に係る意見交換会設置要綱（例）

（目的）

第1 県土整備事務所が管理する街路樹を樹形再生を実施する場合に当たり、「街路樹の樹形再生に係る検討会」が策定した剪定計画（案）について、関係者に意見を伺うため、街路樹の樹形再生に係る意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

（内容）

第2 意見交換会は、次に掲げる事項について意見を伺う。

- （1）剪定計画（剪定方針、剪定方法）
- （2）周知方法
- （3）配慮事項（景観、条例等）

（構成）

第3 意見交換会の構成は、次のとおりとする。

- （1）会 長 副所長（技術）
- （2）副会長 道路環境部長（工事を所掌する部長）
- （3）委 員 地元市町村
地元自治会代表
その他必要と思われる関係団体（並木保存会等）
道路環境担当課長（工事を所掌する担当課長）

2 会長は、必要に応じて有識者等（街路樹剪定士、樹木医）の出席を求めることができる。

（会長）

第4 会長は、意見交換会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議）

第5 意見交換会は、会長が招集し、議長となる。

（報告）

第6 会長は、意見交換会の会議結果を県土整備事務所長に報告するものとする。

（事務局）

第7 事務局は、道路環境担当に置く。

（その他）

第8 これに定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、「街路樹の樹形再生に係る検討会」に諮って会長がこれを定めるものとする。

6 樹形再生に係る周知方法

6.1 現在の対応から生じる課題

- ・強度の切り詰め、寸胴切りなどの樹形再生を行うと、剪定前に比べ無惨な姿を相当期間にわたり呈することとなるため、適正な剪定であっても樹形の縮小行為が非難の対象となる。

6.2 剪定計画の周知

- ・樹形再生を行う場合は、住民等の理解と協力を得るため、その目的と樹形再生の道筋について、説明責任を果たすことが必要である。
- ・このため、管理者としての剪定計画（剪定方針、剪定方法等）について、住民・道路利用者等へ周知する。

6.3 周知の対象者

- ・沿道住民、近隣住民、道路利用者、並木保存会等愛護団体、小中学校などの現地状況を考慮して決定する。

6.4 周知の方法

樹形再生の内容・規模（本数、延長等）、景観への影響等を考慮して、周知方法を下記を参考に選択する。

立て看板（歩行者用、通行車両用）

資料6 - 1 (1/3)、(3/3) (P10,12)

（出来るだけわかりやすく表現する）

地元回覧（回覧に多くの日数が必要）

各戸へ配布

対象樹木に説明紙面を添付する

資料6 - 2 (P13)

市の広報誌（多くの日数が必要）

ホームページ（事務所、市町村、道路環境課）

新聞・テレビ等の活用（地元市町村記者クラブ等）

資料6 - 3 (P14)

小中学校（生徒用に壁新聞等の提供、先生への説明）

（学校の近隣で行う場合は、生徒から家族への周知が期待できる）

現地説明（現地において職員が剪定計画について説明する）

6.5 周知の内容

樹木医や街路樹剪定士の意見を聞いて決定した管理者としての考え、方針を示す。

資料6 - 1 (2/3) (P11)

現状と問題点（住民要望、環境条件、並木・樹木の状態等）

剪定方針（管理目標樹形、管理の考え方等）

剪定方法（具体的な剪定の年次計画、イメージ図等）



立て看板の標示(例)

「街路樹(ケヤキ)の管理について」のお知らせ

日頃から埼玉県の事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。特に一般国道 463 号の沿道にお住まいの皆様には、ケヤキの落ち葉の処理など大変ご迷惑をおかけしております。さて、住民の方々から問い合わせのありました今後のケヤキの管理について、検討した内容を次のとおりお知らせします。

現状と問題点

街路樹は、美しい道路の空間を形成するために植栽されている一方、空間的に許される範囲において自然樹形を維持しながら生育させなければなりません。これまで、枝数を少なく枝幅を狭くする「枝抜き剪定」を実施してまいりました。この結果、おおきくなりすぎた街路樹は、一部高圧線に届くまでになってしまいました。このままの管理方法を続けると樹形が悪くなり、さらに台風等の災害による枝折れ、腐朽菌等による倒木の原因となり事故が懸念されます。

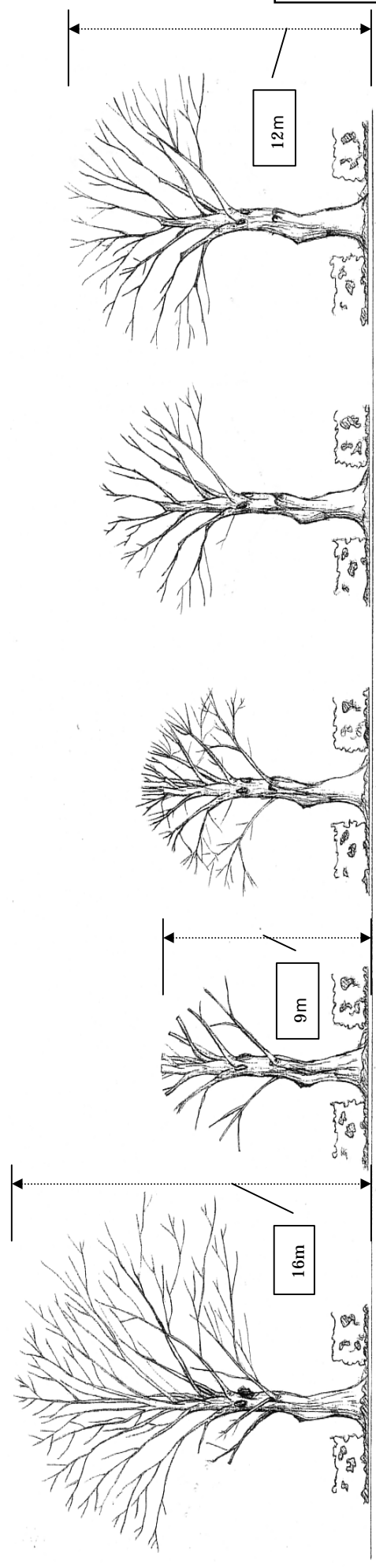
今後の管理方針

「安心・安全な道路環境の確保」、「健全で生き生きとした街路樹の生育」を目的とし、樹木医による街路樹診断を行いました。この診断結果に基づき、街路空間の規模、架空線の位置、歩道幅員、ケヤキの樹形から検討したところ、樹高を概ね 12 m とすることとしました。また、樹木医による街路樹診断結果により倒木の危険性のある樹木については、伐採します。

今後の剪定方法

- バランスの良いケヤキに仕立てるため、枝下ろし 3 ~ 4 年後の枝先が概ね樹高 12 m なるように剪定すると共に今後はこれを維持していきたいと考えております。
- 1 年目：高さ 9 m で幹や枝を切り揃えます。
- 2 年目：半年後には小枝がびっしり生えるので、これを整理します。
- 3 ~ 4 年目：【整姿剪定】により姿を整えます。そして最終形は高さ 12 m ぐらいの美しいケヤキの街路樹に仕立てていきたいと考えております。

ケヤキの剪定イメージ図



現在のケヤキ

今年度(1年目)
【枝下ろし剪定】

半年後

2年目
【枝抜き剪定】

3~4年目の
【整姿剪定】

問い合わせ先
埼玉県川越県土整備事務所 道路環境部
電話 049-243-2020

大きくなりすぎた
街路樹を小さくします

埼玉県 県土整備事務所

道路空間に合った大きさに
街路樹を縮小します

埼玉県 県土整備事務所

街路樹の樹形を整える
せん定をします

埼玉県 県土整備事務所

お知らせ

この樹木は維持管理のモデル対象です

現在、樹形再生を川口市造園業協会内（公共緑化樹木管理研究会）監修のもと
川口市造園業協会でクスの樹形再生に取り組んでおります
ご理解とご協力をお願い致します

有限責任中間法人 **川口市造園業協会**
公共緑化樹木管理研究会
TEL048(297)1809 平成18年5月～

川口市役所 公園課 **お問合せ**



埼玉

さいたま総局
〒330-8557
さいたま市浦和区常盤4-12-13
☎ 048-832-7311
fax 048-824-7952

西埼玉支局
〒350-1123
川越市脇田本町6-20
☎ 049-248-4800

東埼玉支局
〒343-0845
越谷市南越谷4-11-1
☎ 048-985-3311

北埼玉支局
〒360-0041
熊谷市宮町1-187
☎ 048-521-0011

川口 ☎ 048-256-3435
所沢 ☎ 04-2922-2347
久喜 ☎ 0480-24-1230
秩父 ☎ 0494-22-0608

購読・配達のご用は
☎ 0120-12-0843
平日 7:00~21:00
休日 7:00~17:00
広告のご用は
☎ 048-833-3121
折り込みのご用は
☎ 048-657-1971



クスノキ並木化粧直し

川口 造園業者・市が連携

川口市内のクスノキ並木の姿を形よくまとめようと、市造園業協会の「公共緑化樹木管理研究会」と、市造園業協会の再生事業を始めた。いつたん、すべての枝を切り落とすし、新たに芽吹く枝

川口市内でもスギ科の「メタセコイア」の成長で、管理上の課題が出てきたため、昨年メタセコイア並木の樹形を整えてきた。

今回は、川口オートリース場から市立青木中学校前を通り、産業道路と交差する市道のクスノキ並木を手がける。

歩道側には142本のクスノキがある。1960年代に植えたとみられる並木は、樹高が約8メートルに達し、枝も道路沿いの木を形を整えるため、クスノキの枝を切り落とす

川口市西青木2丁目

集団が幅広く活動している。研究会は、歩道など公共の場にある樹木を管理する造園業者14人でつくれた。

市内の自治体は高木や枝を張る並木の管理に共通の悩みを抱えている。

川口市内でもスギ科の「メタセコイア」の成長で、管理上の課題が出てきたため、昨年メタセコイア並木の樹形を整えてきた。

今回は、川口オートリース場から市立青木中学校前を通り、産業道路と交差する市道のクスノキ並木を手がける。

歩道側には142本のクスノキがある。1960年代に植えたとみられる並木は、樹高が約8メートルに達し、枝も道路沿いの木を形を整えるため、クスノキの枝を切り落とす

川口市西青木2丁目

の家屋に触れるなど防災管理上からも問題点が指摘されている。

5年間のモデル事業として、再生対象にまず26本を選んだ。業者がクレーン車を使って枝を落とし、一度、4メートルの高さまで切断。「丸坊主」に近い状態になるが、数カ月で芽吹いて枝が伸びるといふ。最終的に6月下旬

の樹形を整える。枝を落とした木には、別のクスノキ並木へ事業範囲を広げたいと考えている。

同市公園課は、期待通りの再生ができれば、別のクスノキ並木へ事業範囲を広げたいと考えている。

H18.6.18 朝日新聞

きょうの天気

6-12時 降水確率 12-18時

80	さいたま	30
70	熊谷	20
60	秩父	30
80	越谷	30
80	所沢	30

さいたま 北東 越谷 南西
熊谷 北東 所沢 北

湿度 80%
波 1.0m

気温 最高 最低
さいたま 24度 20度
熊谷 26度 20度